

円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の調整の調整の手続等に関する法律
【早期事業再生法】の概要

背景

- ✓ 日本企業の債務残高は、**コロナ禍前に比べて120兆円以上増加**。また、原材料高・人手不足等を受け、2024年の**倒産件数は11年ぶりに1万件を超えた**状況。今後の円安・物価高、人手不足、金融政策の見直しによる借入金利の引上げ等を踏まえると、**債務負担が収益性向上の事業活動の足かせ**となって事業再生の機会を逃し、倒産に至る企業が更に増加するおそれがある。
- ✓ こうした経済社会情勢の動向を受け、経済的に窮境に陥るおそれがある事業者が**早期での事業再生に取り組み、事業価値の毀損や技術・人材の散逸を回避できる制度基盤を整備し、経済の新陳代謝機能を強化**しておくことが重要。

現行の債務整理手続（民事再生等の法的整理及び事業再生ADR等の私的整理）の課題

- ✓ **法的整理**は、その利用の**公告**がなされ、**商取引債権も含めた全債権が債務整理の対象**となるため、**事業価値や収益性への毀損の影響が大きくなりやすい**。
- ✓ **公告がなされず商取引への影響を抑制しやすい私的整理**においても、**全対象債権者の同意が必要**とされることは**事業再生の更なる円滑化に向けた課題**。

経済的に窮境に陥るおそれのある事業者の早期での事業再生の円滑化を図るため、経済産業大臣の指定を受けた公正な第三者の関与の下で、金融機関等である債権者の多数決（議決権の総額の3/4以上の同意等）及び裁判所の認可により、金融債務に限定※して、当該事業者の債務の権利関係の調整を行うことができる手続を整備。

※金融債権以外の商取引債権や労働債権等はいらない。

※欧州各国では、倒産手続とは別に、倒産状態前において裁判所の認可の下で債権者の多数決により債務整理を行う制度が存在するが、日本には存在しない。

早期での事業再生のために事業者の債務の権利関係の調整を可能とする手続の主な流れ

① 手続申請

事業者（債務者）が第三者機関（指定法人）※に手続を申請。

※ 手続の監督等を行う公正な第三者機関として、事業再生の専門的知識・実務経験を有する者を事案ごとに選任できる等の要件を満たす者を経済産業大臣が指定

② 第三者機関による確認

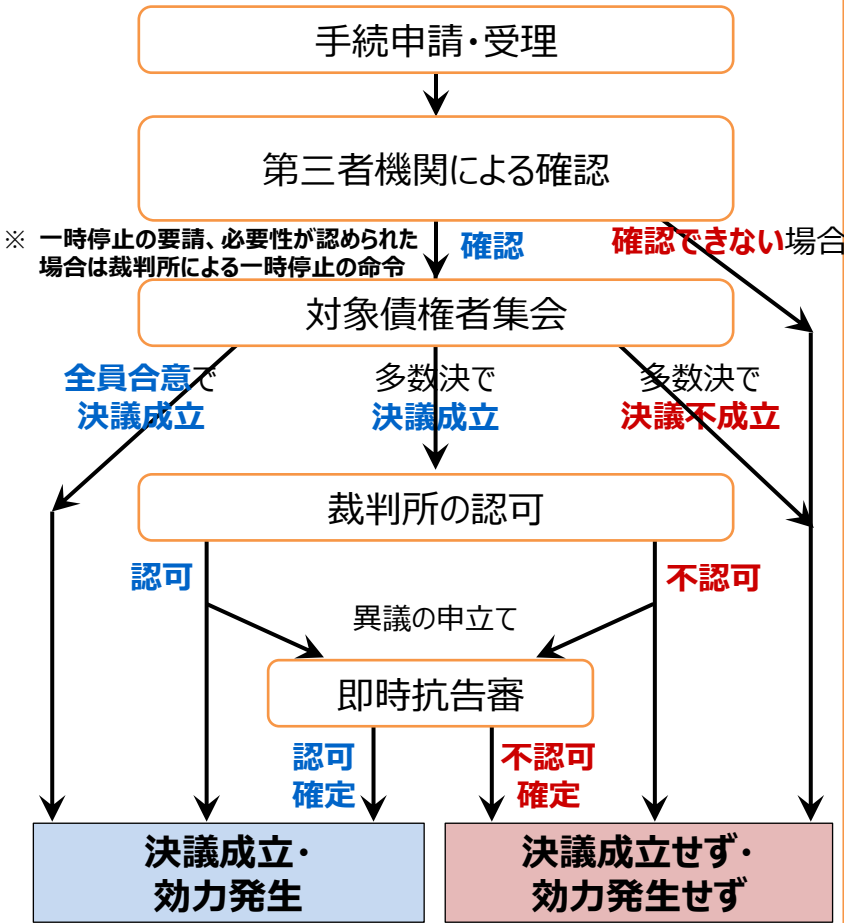
第三者機関は、事業者から提出された、書面（対象債権（金融機関等有する金融債権）の権利変更の方向性や事業再生の方向性等を記載）、対象債権の一覧等から、債務調整の必要性（経済的に窮境に陥るおそれ）、対象債権者集会の決議成立の見込み、対象債権者一般の利益（清算価値保障）に適合する見込み等を確認。

③ 対象債権者集会における決議

対象債権者集会において、事業者による情報提供及び債権者への意見陳述の機会の付与の後、対象債権者の多数決（議決権の総額の3/4以上の同意。単一の債権者が議決権の総額の3/4以上を有する場合には、議決権者の過半数の同意も必要。）により、対象債権のうち担保で保全されていない部分の権利変更を可決。
※ 権利変更に係る賛否の判断に資する内容として、早期事業再生計画（事業者の資産や負債等の見込み等を記載）を提示
※ 第三者機関は、決議前に、対象債権の権利変更に関する内容及び早期事業再生計画について、法令に定める調査事項（事業者の資産や負債の算定等）を調査し、その結果を報告

④ 裁判所による対象債権者集会の決議の認可

裁判所は、第三者機関及び債権者の意見の陳述を聴取しつつ、後見的に、決議の瑕疵（手続の法令違反、決議の公正性を損ねる点がないか）や清算価値保障等を審査して、認可又は不認可を決定。
※裁判所の認可に関する即時抗告が可能（異議申立ての機会の確保）



産業構造審議会 経済産業政策新機軸部会 事業再構築小委員会 委員等名簿

(五十音順、敬称略)

【委員長】	神田 秀樹	東京大学名誉教授
【委員】	小林 信明	長島・大野・常松法律事務所弁護士
	杉本 純子	日本大学法学部教授
	長田 志織	日本電気株式会社 社外取締役／出光興産株式会社 社外取締役
	藤原 総一郎	森・濱田松本法律事務所弁護士
	三木 浩一	慶應義塾大学名誉教授
	南 賢一	西村あさひ法律事務所弁護士
	望月 愛子	株式会社経営共創基盤取締役 CFO
	山田 文	京都大学大学院法学研究科教授
	山本 和彦	一橋大学大学院法学研究科教授

【オブザーバー】

一般社団法人事業再生実務家協会
一般社団法人全国銀行協会
一般社団法人全国信用金庫協会
一般社団法人全国地方銀行協会
一般社団法人第二地方銀行協会
日本商工会議所
日本弁護士連合会

内閣官房新しい資本主義実現本部事務局
金融庁監督局
法務省民事局

早期事業再生ワーキンググループの委員構成案

【座長】

山本	和彦	中央大学法務研究科教授
----	----	-------------

【委員】

鐘ヶ江	洋祐	長島・大野・常松法律事務所弁護士
-----	----	------------------

菅野	百合	西村あさひ法律事務所・外国法共同事業弁護士
----	----	-----------------------

杉本	純子	日本大学法学部教授
----	----	-----------

中村	吉伸	株式会社 KPMG FAS 執行役員パートナー
----	----	-------------------------

山崎	良太	森・濱田松本法律事務所外国法共同事業弁護士
----	----	-----------------------

四十山	千代子	アンダーソン・毛利・友常法律事務所弁護士
-----	-----	----------------------